

貨物概要

ポリエステル長繊維 100%（強力糸でないもの）製織物（浸染したもの。テクスチャード加工をしてないもの。）の片面に、生地を補強及び防水性の向上のため、プラスチックを塗布したもの。

ただし、プラスチックを塗布したことを肉眼により判別することはできない。

分類

関税率表第 5407.61 号 - 2 - （統計番号 5407.61-022）の合成繊維の長繊維の糸の織物

分類理由

プラスチックを塗布した紡織用繊維の織物類ですが、その塗布したことを肉眼により判別することができませんので、第 59 類注 2 の規定により、第 59.03 項には分類されず、合成繊維の長繊維の糸の織物として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）